

青少年の居場所づくりモデル事業補助金交付要綱

制定 令和 8 年 9 月 17 日 こ青育 第 477 号（こども青少年局長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、横浜市内（以下「市内」という。）において、青少年の居場所づくりモデル事業（以下「補助事業」という。）を実施する団体（以下「補助団体」という。）に対し、青少年の居場所づくりモデル事業補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この補助金は、補助団体が実施する青少年の居場所づくりモデル事業に要する経費の一部を補助し、地域における青少年の居場所づくりの実践及びその効果や課題の検証を促進することを目的とする。
- 3 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の意義は、横浜市補助金等の交付に関する規則及び青少年の居場所づくりモデル事業実施要綱（令和 8 年 9 月 17 日こ青育第 477 号）の例による。

（補助団体）

- 第 3 条 本要綱の対象となる補助団体は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。
- (1) 市内に活動拠点を有すること
 - (2) 団体の運営体制及び責任者が明確であること
 - (3) 会計処理及び財産管理を適切に行うことができること
 - (4) 宗教活動又は政治活動を主目的としないこと
 - (5) 営利を主目的としないこと
 - (6) 公序良俗に反しない活動を行う団体であること
- 2 前項に規定する補助団体の範囲であっても、次の各号に掲げる団体は、交付の対象としない。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人にあっては、代表者又は役員の中に暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）に該当する者があるもの
 - (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助事業)

第4条 本要綱の対象となる補助事業は、青少年の居場所づくりモデル事業実施要綱第3条に定める居場所の要件を満たす事業とする。

2 前項に加え、本補助金の交付対象となる事業は、市から同一事業について他の補助金等の交付を受けていないものとする。

3 次に掲げる事業は対象としない。

- (1) 特定の会員のみを対象とした閉鎖的な活動
- (2) 学習塾又はこれに類する営利性の高い事業
- (3) 単発的なイベントのみを実施する事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助事業の実施に直接必要な経費とし、次に掲げるものとする。

- (1) 人件費（補助事業に直接従事した者に係る経費に限る）
- (2) 消耗品費、材料費（食材費を除く）
- (3) 会場及び物品の使用料
- (4) 講師及び指導者への謝礼、研修会参加費
- (5) コピー・写真・チラシ・ポスター・報告書等の印刷製本費
- (6) 郵送代等通信費
- (7) 交通費（公共交通機関による移動に要する経費）
- (8) 保険料
- (9) その他市長が必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、目的に照らして適当でない費用は対象としない。

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助対象経費の実支出額又は50万円のいずれか少ない額を上限として、予算の範囲内で市長が決定する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 青少年の居場所づくりモデル事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 青少年の居場所づくりモデル事業計画書（第2号様式）
- (3) 青少年の居場所づくりモデル事業収支予算書（第3号様式）
- (4) 団体概要書

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請書への記載を省略させることができる事項は、同規則第5条第1項第3号に規定する事項とし、添付を省略させることができる書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。
- 3 第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする団体が、申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定）

- 第8条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容及び補助対象経費等について審査し、補助金の交付の可否を決定する。
- 2 前項は、青少年の居場所づくりモデル事業実施要綱第7条に基づく審査結果及び交付申請書類を踏まえて行うものとする。
 - 3 市長は、交付又は不交付の決定をしたときは、交付にあたっての条件等を付した次の各号に定める書類を交付するものとする。
 - (1) 青少年の居場所づくりモデル事業補助金交付決定通知書（第4号様式）
 - (2) 青少年の居場所づくりモデル事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）
 - 4 市長は、必要に応じ申請者又は第1項の交付の決定を受けた者が、第3条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。
 - 5 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請取下げの期日は申請者が決定通知書の交付を受けた日から起算して、7日後の日とする。

（交付の条件）

- 第9条 補助金の交付に当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。
- (1) 事業内容の変更は、市長の承認を受けること（事業の目的及び効果に影響を及ぼさない軽微な変更を除く）
 - (2) 事業の中止又は廃止は、市長の承認を受けること
 - (3) 事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、速やかに報

告すること

(補助金の請求)

第 10 条 交付決定通知を受けた申請者は、青少年の居場所づくりモデル事業補助金請求書（第 6 号様式）を市長に提出するものとする。

(交付の時期等)

第 11 条 補助団体の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第 17 条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。ただし、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合は、補助金の精算を行わなければならない。

(補助事業の実施)

第 12 条 補助団体は、法令及び本要綱並びに交付決定の内容及び条件に従い、善良な管理者の注意をもって事業を実施しなければならない。

2 補助金は、目的以外に使用してはならない。

3 補助団体は、市又は市が委託する者が実施する事業の円滑な運営のため、必要な調査、ヒアリング、会議等に協力しなければならない。

(状況報告及び指示)

第 13 条 市長は、必要に応じて補助事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 市長は、事業の実施が適当でないとする場合は、必要な指示を行うことができる。

(実績報告)

第 14 条 補助団体は、事業完了後速やかに、補助事業の実績及び概算払を受けた補助金の精算内容を報告するため、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 青少年の居場所づくりモデル事業報告書（第 7 号様式）

(2) 青少年の居場所づくりモデル事業収支決算書（第 8 号様式）

(3) 領収書等の証拠書類

(4) 活動記録

(5) その他市長が必要と認める書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助団体は、第 1 項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、

その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

- 3 市長は、第1項の報告書の内容を審査し補助金額を確定した結果、既に交付した補助金額に剰余が生じた場合は、補助団体は市長が定める方法により返還しなければならない。
- 4 申請者は、第1項第3号に規定する領収書等のうち、1件の金額が100,000円未満のものに係る領収書等については、その提出を省略することができる。ただし、市長が必要と認めるものについては、この限りでない。
- 5 補助金規則第14条第4項の規定により活動報告書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第14条第1項第3号に掲げる書類とする。

(補助金額の確定)

第15条 市長は、前条による報告書を受理したときは、内容等を十分に審査して補助金額を確定し、申請者に対し、青少年の居場所づくりモデル事業補助金額確定通知書(第9号様式)を交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、青少年の居場所づくりモデル事業消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第10号様式)により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 本要綱又は補助金規則に違反したとき
- (2) 補助事業が交付決定の内容に従って実施されていないと認められるとき
- (3) 事情変更により事業の継続が不要となったとき
- (4) その他不正行為が認められるとき

- 2 市長は、前項により取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、

その返還を命ずることができる。

(帳簿・書類の整備保管等)

第 18 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業にかかる収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備しなければならない。

2 補助金の交付を受けた団体は、補助金と補助事業にかかる予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業の終了後 5 年間保存しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる書類その他の当該補助事業に関する事項について、調査を行うことができるものとする。

(書類の閲覧)

第 19 条 補助団体及び市長は、横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号）第 7 条第 4 項で規定する書類又はその写しについて、個人情報に該当する部分を除いて、一般の閲覧に供しなければならない。

2 閲覧の方法等は、横浜市市民協働条例施行規則（平成 25 年 2 月横浜市規則第 15 条）第 4 条の規定に基づき、次の表の規定に基づき、行うものとする。

	運営団体	市長
閲覧場所	運営団体の事務所又は運営団体が指定する場所	こども青少年局青少年育成課
閲覧時間	運営団体が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、横浜市の休日を定める条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号）で規定する休日を除く。
閲覧期間	第 7 条第 1 項に規定する書類、青少年の居場所づくりモデル事業補助金交付決定通知書にあっては補助金の交付を受けた日から、第 14 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する書類にあっては当該書類を市長に提出した日からそれぞれ 2 年間とする。	

3 閲覧の申出は、閲覧に供する者に閲覧票（第 11 号様式）を提出することにより行う。

(個人情報の保護)

第 20 条 補助団体は、この事業による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、この事業の実施にあたり別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守し、事

業で得られた個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 17 日から施行する。

第1号様式（第7条第1項）

青少年の居場所づくりモデル事業補助金交付申請書

年 月 日

横浜市長

（申請者）運 営 団 体 名

所 在 地 〒

代 表 者 名

青少年の居場所づくりモデル事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び青少年の居場所づくりモデル事業補助金交付要綱を遵守します。

1 居場所名

2 補助金交付申請額

¥

（事業費総額：¥

）

3 補助事業の目的及び内容

4 補助金の支払方法及びその理由

5 添付書類

（1）青少年の居場所づくりモデル事業計画書（第2号様式）

（2）青少年の居場所づくりモデル事業収支予算書（第3号様式）

（3）団体概要書

※この書類及び添付書類は、補助金交付が決定した場合、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の供覧に供しなればなりません。

※提出していただいた資料の個人情報は、原則として当該事業にかかる手続きのみに使用し、横浜市個人情報の保護に関する条例第10条に定める場合を除き、目的以外に利用することはありません。

第2号様式（第7条第1項）

青少年の居場所づくりモデル事業計画書

（運営団体名）

居場所名
実施期間
内 容

第3号様式（第7条第1項）

青少年の居場所づくりモデル事業収支予算書

（運営団体名）

収入合計 ￥

支出合計 ￥

1 収入の部 (円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

2 支出の部 (円)

項 目		金 額		説 明
		補助金	その他	
1	運営スタッフ人件費 （本事業従事分）			
2	消耗品費、材料費（食材費を 除く）			
3	会場及び物品使用料			
4	講師及び指導者への謝礼、研 修会参加費			
5	印刷製本費			
6	郵送代等通信費			
7	交通費			
8	保険料			
9	その他			
合 計				

第4号様式（第8条第3項）

青少年の居場所づくりモデル事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました青少年の居場所づくりモデル事業補助金について、次の条件を付して交付することと決定しましたので通知します。

なお、交付する補助金の額については、実績報告関係書類の提出後に補助金額確定通知書（第9号様式）をもって確定します。

1 居場所名

2 補助金交付額 円

3 補助事業の目的及び内容

4 交付の時期及び方法

5 交付条件

- (1) 青少年の居場所づくりモデル事業実施のために使用し、他の事業に流用しないこと。
- (2) 補助金申請書の内容の変更（事業の目的及び効果に影響を及ぼさない軽微な変更を除く）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (5) 事業終了後、収支決算及び事業報告書を提出すること。
- (6) 剰余金が生じたとき及び不正な手続等で補助金の交付を受けたときは、補助金の返還をすること。
- (7) 横浜市が必要と判断した場合には、調査を受けること。

6 注意事項

この書類及び添付書類は、横浜市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7条第4項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなればなりません。

担当
電話

第5号様式（第8条第3項）

青少年の居場所づくりモデル事業補助金不交付決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

横浜市長

年 月 日に申請のありました標記補助金については、交付しないこと
に決定しましたので通知します。

（不交付の理由）

担当
電話

第6号様式（第10条）

青少年の居場所づくりモデル事業補助金請求書

年 月 日

横浜市長

（申請者）運営団体名

所在地 〒

代表者名 印

年 月 日に交付決定を受けた補助金について、次のとおり請求します。

1 居場所名

2 請求額

円

3 振込先

（1）金融機関名・支店名

銀行

支店

（2）口座番号

普通・当座 NO.

（3）口座名義人

ア 住所

イ 氏名

ふりがな

第7号様式（第14条第1項）

青少年の居場所づくりモデル事業報告書

年 月 日

横浜市長

(申請者) 運営団体名

所 在 地 〒

代 表 者 名

年 月 日 第 号で補助金交付決定を受けた青少年の居場所
づくりモデル事業の実施結果を次のとおり報告します。

1 居場所名	
2 補助金交付額	
3 補助金支出額	
4 返 還 額	
5 期 間	
6 利用者人数	
7 実 施 内 容	
8 成果・課題	
9 共催・協賛・後援 の団体名 (該当するものに○)	
10 備 考	

添付書類 青少年の居場所づくりモデル事業収支決算書（第8号様式）
※この書類及び添付書類は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）第7
条第4項の規定に基づき、一般の供覧に供しなればなりません。

第8号様式（第14条第1項）

青少年の居場所づくりモデル事業収支決算書

（運営団体名）

収入合計

円

支出合計

円

1 収入の部 (円)

項 目	金 額	説 明
市 補 助 金		
合 計		

2 支出の部 (円)

項 目		金 額		説 明
		補助金	その他	
1	運営スタッフ人件費 （本事業従事分）			
2	消耗品費、材料費 （食材費を除く）			
3	会場及び物品使用料			
4	講師及び指導者への謝 礼、研修会参加費			
5	印刷製本費			
6	郵送代等通信費			
7	交通費			
8	保険料			
9	その他			
合 計				

※ 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第19条第1項各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

第9号様式（第15条）

青少年の居場所づくりモデル事業補助金額確定通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

横浜市長

年 月 日に実績報告書及び関係書類の提出がありました、青少年の居場所づくりモデル事業補助金については、次のとおりその額を確定いたしましたので通知します。

- 1 居場所名
- 2 補助金交付確定額 円

担当
電話

第 10 号様式（第 16 条第 1 項）

年 月 日

横浜市長

団体名

所在地 〒

代表者名

青少年の居場所づくりモデル事業消費税及び 地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定のあった青少年の居場所づくりモデル事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 居場所名

2 横浜市から交付された補助金等の額の確定額

円

3 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

円

4 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

円

5 補助金返還額（3から4の額を差し引いた額）

円

6 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（第9号様式（別紙1又は2））
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

第10号様式（別紙1）（第16条第1項）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の
計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人所在地

3 代表者職氏名

4 居場所名

5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

- ☐ 免税事業者であり、確定申告を行っていないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ 消費税を簡易課税方式により申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ 個別対応方式において、補助金に係る消費税を全て「非課税売上のみに要するもの」として申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ 特定収入割合が5%を超えているため、特例計算を適用しており、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ 補助金の使途が全て非課税仕入に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
- ☐ その他（ ）

第10号様式（別紙2）（第16条第1項）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の
計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- ## 1 法人名

- ## 2 法人所在地

- 3 代表者職氏名

- #### 4 補助事業名

- 5 補助金（申請・実績・確定）額 円

- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円

- ## 7 6の計算方法や積算の内訳

- (1) 補助対象経費(補助金の使途)の内訳

区分		課税仕入れ	課税売上げ 対応分	非課税売上げ 対応分	共通対応分	非課税仕入れ	合計
経費の内訳							
	計						

- | | | |
|-----|--------|---|
| (2) | 課税売上割合 | % |
|-----|--------|---|

- (3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

第11号様式（第19条第3項）

年 月 日

閱 覧 票

閲覧に供する者

住 所
閲覧者
氏 名

閲覧しようとする事業の名称	青少年の居場所づくりモデル事業
閲覧しようとする書類を 作成した団体名	
閲覧年月日	年 月 日
※受付処理欄	

※印のある欄は、記載しないでください。